小田原スポーツ会館施設使用許可希望日申請書

一般財団法人小田原市事業協会代表理事　様

|  |  |
| --- | --- |
| 団体名： |  |
| 責任者(団体代表者): | 氏名 |
|  | 住所　　　　　　　　　　　　　電話 |
| 申請者(申請手続き担当者): | 氏名 |
|  | 住所 |
|  | 電話　　　　　　　　　　ﾌｧｯｸｽ |
|  | ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ |

**別紙「小田原スポーツ会館施設使用許可条件等について」（団体代表者用）の内容に同意のうえ次のとおり申請いたします。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 使用希望月日・時間 | 使用施設（該当するものを〇で囲んでください） | 可否 |
| 月　　　　日　　　　　時から　　　　時まで | 体育室全面・体育室半面・柔道場・ミーティング室 |  |
| 月　　　　日　　　　　時から　　　　時まで | 体育室全面・体育室半面・柔道場・ミーティング室 |  |
| 月　　　　日　　　　　時から　　　　時まで | 体育室全面・体育室半面・柔道場・ミーティング室 |  |
| 月　　　　日　　　　　時から　　　　時まで | 体育室全面・体育室半面・柔道場・ミーティング室 |  |
| 月　　　　日　　　　　時から　　　　時まで | 体育室全面・体育室半面・柔道場・ミーティング室 |  |
| 月　　　　日　　　　　時から　　　　時まで | 体育室全面・体育室半面・柔道場・ミーティング室 |  |
| 月　　　　日　　　　　時から　　　　時まで | 体育室全面・体育室半面・柔道場・ミーティング室 |  |
| 月　　　　日　　　　　時から　　　　時まで | 体育室全面・体育室半面・柔道場・ミーティング室 |  |
| 月　　　　日　　　　　時から　　　　時まで | 体育室全面・体育室半面・柔道場・ミーティング室 |  |
| 月　　　　日　　　　　時から　　　　時まで | 体育室全面・体育室半面・柔道場・ミーティング室 |  |
| （補足）使用する器具及び内容に補足（※３）が必要な場合はご記入ください。 | | |

**（注意事項）**

※１　１回の申込で受付できるのは最大８件（１ケ月につき）といたします。

※２　抽選の結果により希望日の取り扱いが８件以下になる場合があります。

　※３　希望内容に補足が必要な場合は（補足）の欄に記入してください。（希望月日を４件記入したが、このうち１件でよい、優先順位等　※補足に記入してある内容は必ず承ることが出来るわけではございませんのであらかじめご承知ください。）

　※４　郵送等する場合は（写）を保管してください。

「小田原スポーツ会館施設使用許可条件等について」

（団体代表者用）

【許可条件について】

　コロナウイルス感染症対策のため、次のとおり許可条件を設けましたので順守してください。

１　責任者（団体代表者）の責任において必要な感染拡大防止対策を講じてください。

(1) 来館する前に、すべての参加者に検温の実施を指示するとともに以下に該当する者の参加は認めないでください。

　　３７度５分以上の発熱、または平熱比１度超過の場合、息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさ、軽度であっても咳、咽頭痛、嗅覚・味覚障害などの症状がある場合。

　　過去２週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある場合。

(2) 咳エチケット、マスク着用、手指の消毒、使用前後の手洗いを徹底してください。（使用途中においても適宜手洗いを行ってください。）※手指等の消毒に必要なアルコール等は各々でご用意ください。

(3) 外気との換気を行ってください。

(4) 可能な限り、身体的な接触を避け、人と人が対面となる配置は避け、相互の距離（２ｍ程度）を十分確保してください。（特に声を出す運動をする場合には２ｍ以上の距離を保ってください。）

(5) 使用許可を受けた開始時間の５分後に集合し、終了時間の５分前に解散する等の配慮をしてください。

　　使用許可を受けた時間の前後にロビー等施設内に集まらないようにしてください。また、お帰りの際は

速やかに退館してください。

(6) ごみはお持ち帰りください。（鼻水、唾液などがついたゴミについては、密閉して縛る必要があります。）

２　各々の施設の定員数は次のとおりといたします。

　(1) 体育室（全面）　１００人

　(2) 体育室（半面）　　５０人

　(3) 柔道場　　　　　　４０人

３　責任者（団体代表者）は、参加者の連絡先（住所、電話番号等）を把握し、名簿を作成してください。また、その情報を必要に応じて保健所等の公的機関へ提供される場合があることについて事前に周知してください。個人情報の取り扱いについては責任者（団体代表者）の責任において適切にお取り扱いください。

４　参加者から感染者が発生した場合は、速やかに保健福祉事務所及び小田原スポーツ会館に連絡を行ってください。

５　参加者の感染等については、責任者（団体代表者）において解決までの一切の責任を負うものといたします。スポーツ会館は施設使用に伴う感染等について一切の責任は負いません。

６　コロナウイルス感染症の今後の状況（会館利用者から感染者が発生した場合等も含みます。）により予告なく臨時休館する場合があります。この場合の賠償等については、一切対応いたしませんので、ご承知のうえ使用申込をしてください。

７　この他、コロナウイルルス感染症対策のため必要であると考えられることについては、スポーツ会館の指示に従ってください。

　　※　許可条件については今後、加筆訂正する場合がございます。